

◎新潟県収用委員会告示第1号

新潟県収用委員会運営規則（昭和48年11月新潟県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

新潟県収用委員会 会長 砂田 徹也

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(委員会の事務) <b>第14条</b> 委員会の事務は、 <u>新潟県土木部用地・土地利用課</u> において整理する。 2 事務局長は、 <u>新潟県土木部用地・土地利用課長</u> をもってあてる。 3 (略)	(委員会の事務) <b>第14条</b> 委員会の事務は、 <u>新潟県土木部監理課</u> において整理する。 2 事務局長は、 <u>新潟県土木部監理課長</u> をもってあてる。 3 (略)